

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 丹菊整形外科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県羽島市小熊町島 2 丁目 7 8 番地 1

岐阜県羽島市小熊町島 2 丁目 6 4 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 3 月 3 0 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 5 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	矢島 弘毅	整形外科、デイサービスセンター、ケアマネセンター管理者
理 事	岡島 夏乃	
同	小林 伸行	
監 事	塚原 亜也加	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	丹菊整形外科	2110400765	岐阜県羽島市小熊町島 2丁目78番地1	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
デイサービスセンター	羽島市小熊町島2丁目64番地	
ケアマネセンター	羽島市小熊町島2丁目78番地1	
デイケアセンター	羽島市小熊町島2丁目78番地1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 6月25日	令和 6年度決算の決定
令和 7年 6月25日	理事、監事の選任、辞任の承認
令和 7年 6月31日	社員の変更
令和 7年 8月31日	監事の選任、辞任の承認
令和 8年 4月 5日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
”	令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし。

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(6) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 26-3

法人名 医療法人社団 丹菊整形外科
所在地 岐阜県羽島市小熊町島二丁目78番地1

※医療法人整理番号 00348

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資 産 額	376,944 千円
2. 負 債 額	37,555 千円
3. 純 資 産 額	339,389 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	131,558
B 固 定 資 産	245,386
C 資 産 合 計 (A+B)	376,944
D 負 債 合 計	37,555
E 純 資 産 (C-D)	339,389

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 4 (旧法：診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 丹菊整形外科
所在地 岐阜県羽島市小熊町島二丁目 7 8 番地 1

※医療法人整理番号	0	0	3	4	8
-----------	---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	131,558	I 流 動 負 債	23,854
II 固 定 資 産	245,386	II 固 定 負 債	13,701
1 有 形 固 定 資 産	176,954	負 債 合 計	37,555
2 無 形 固 定 資 産	11,913	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	56,519	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	329,388
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	339,389
資 産 合 計	376,944	負債・純資産合計	376,944

様式 2 6 - 2 - 2 (診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 丹菊整形外科
所在地 岐阜県羽島市小熊町島二丁目 7 8 番地 1

※医療法人整理番号 0 0 3 4 8

損 益 計 算 書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	215,856
2 事業費用	168,677
本来業務事業利益	47,179
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	177,670
2 事業費用	148,082
附帯業務事業利益	29,588
事業利益	76,767
II 事業外収益	2,158
III 事業外費用	30,275
経常利益	48,650
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	48,650
法人税等	87
当期純利益	48,563

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人社団 丹菊整形外科

理事長 矢島 弘毅 殿

私は、医療法人社団 丹菊整形外科の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月25日
医療法人社団 丹菊整形外科
監事 塚原 亜也加